（国際協力室）

第五条　長官官房総務課に、国際協力室を置く。

2　国際協力室においては、令第八条第十一号に掲げる事務をつかさどる。

3　国際協力室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、国際協力室の事務を掌理する。

（政策企画官）

第六条　長官官房企画課に、政策企画官一人を置く。

2　政策企画官は、命を受け、令第九条第一号から第三号までに掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（警察行政運営企画室）

第七条　長官官房企画課に、警察行政運営企画室を置く。

2　警察行政運営企画室においては、令第九条第一号及び第二号に掲げる事務のうち警察行政の運営一般に関する事務及び同条第四号に掲げる事務をつかさどる。

3　警察行政運営企画室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、警察行政運営企画室の事務を掌理する。

（人事総括企画官）

第八条　［略］

2　人事総括企画官は、命を受け、令第十条第一号、第三号及び第五号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（人材戦略企画室）

第九条　長官官房人事課に、人材戦略企画室を置く。

2　人材戦略企画室においては、令第十条第三号及び第五号に掲げる事務のうち多様な人材の活用推進に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　人材戦略企画室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、人材戦略企画室の事務を掌理する。

（教養企画室）

第十条　長官官房人事課に、教養企画室を置く。

2　教養企画室においては、令第十条第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

3　教養企画室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、教養企画室の事務を掌理する。

（監察官）

第十一条　長官官房人事課に、監察官二人を置く。

2　監察官は、命を受け、令第十条第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（会計企画官）

第十二条　［略］

2　会計企画官は、命を受け、令第十一条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（監査室）

第十三条　［略］

2　監査室においては、令第十一条第六号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　略］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（人事総括企画官）

第七条　［同上］

2　人事総括企画官は、命を受け、令第九条第一号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

［条を加える。］

［条を加える。］

（監察官）

第八条　長官官房人事課に、監察官二人を置く。

2　監察官は、命を受け、令第九条第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（会計企画官）

第九条　［同上］

2　会計企画官は、命を受け、令第十条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（監査室）

第十条　［同上］

2　監査室においては、令第十条第六号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　同上］